

Press Release

平成22年10月25日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当·内線 室 長 平嶋 壮 州

室長補佐 大村良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について (地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等をとりまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年10月8日から平成22年10月14日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/10/25)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年10月8日~10月14日受付分

(単位:件)

	. , ,					(+ 12 · 17)
組織名	来訪	點	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	1	0	0	0	1
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	26	34	0	1	0	61
職業安定局	146	45	18	0	0	209
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等·児童家庭局	0	4	0	0	0	4
社会·援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	1	1	0	0	0	2
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	173	85	18	1	0	277

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	36
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	169
法令遵守違反に関するもの	1
その他	71

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
- ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む

局課(室)名	医薬食品局
照 会 先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年10月8日~10月14日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
把握方法別件数	0 件	1 ^件	0 件	0 件	0 件	1 ^件

	政策・制度立案への提言	0 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	1 件

(主な国民の皆様の声)

<u>(主な</u>	国民の皆様の声)		
項番	内 容	,,	対応
1	【関東信越厚生局】 医療機器を個人輸入するにあたって、個数制限により、1台しか通関が認められないこと、薬監証明の手続きの際に医師の指示書を添付することの必要性について納得ができない。		概 要 当方より、薬監証明の趣旨及び概略を丁寧に説明し、理解を得ました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、 その他、に分類。

部局(課室)名	労働基準局
照 会 先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年10月8日~10月14日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
把握方法別件数	26 ^件	34 ^件	0 件	1 ^件	0 件	61 ^件

	政策・制度立案への提言	7 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	40 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	1 件
	その他	13 件

(主な国民の皆様の声)

智署が会社に賃金の支払を指導することはおかしい。労働者への指導も必要である。 「店舗にアルバイト従業員しかいない時に、いきなり臨検監督と言って来られても対応できない。事前に連絡してからにして欲しい。 「店舗にアルバイト従業員しかいない時に、いきなり臨検監督と言って来られても対応できない。事前に連絡してからにして欲しい。 「を説明し、御理解を求めました。 「本語に変した。 「本語ではない」を表情動が厳しい中、昨今の新聞を読んでいても、いまだに多くの会社が労働基準法を遵守していないと思う。もっと厳しく取り締まるべきではないか。 「会の会社が労働者に問題があってのものだ。このため、解雇に当たり、解雇予告期間を設けることや解雇予告手当を支払うのは、会社の経営を不当に圧迫させるので廃止すべきだ。 「会ので廃止すべきだ。」 「会にして会社にやむを得ない事情があるか労働者に問題があってのものだ。このため、解雇に当たり、解雇予告期間を設けることや解雇予告事当を支払うのは、会社の経営を不当に圧迫させるので廃止すべきだ。 「会に関連があることはおかい。 「会にして会社にやむを得ない事情があるか労働者に問題があってのものだ。 「会に対応していることについる記録に対応していることについる記録に対応していることについる記録に対応していることについる記録に対応していることについる記録に対応していることについる記録に対応していることについる記録に対応していることがら同条の解雇予告書には、労働者が突然の解雇のを被答にあるの方法では、労働者が突然の解雇のを被答にあるの方法では、労働者が突然の解雇のもでもでは、労働者が突然の解雇のといるでは、労働者が突然の解雇のといるでは、労働者が突然の解雇のといるでは、労働者が突然の解雇のといるでは、労働者が突然の解雇のといるでは、労働者を解雇のといるでは、対しないるのは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるでは、対しないるのは、対しないるのは、対しないるのは、対しないるのは、対しないるのは、対しないるのは、対しないるのは、対しないるないるでは、対しないるないるないるないるないるないるないるなるないるないるないるないるないるない	<u>(主な</u>	(国民の皆様の声)	
急に退職して会社に迷惑をかけている労働者のために、監督署が会社に賃金の支払を指導することはおかしい。労働者への指導も必要である。 「店舗にアルバイト従業員しかいない時に、いきなり臨検監督と言って来られても対応できない。事前に連絡してからにして欲しい。 「店舗にアルバイト従業員しかいない時に、いきなり臨検監督と言って来られても対応できない。事前に連絡してからにして欲しい。 「と言って来られても対応できない。事前に連絡してからにして欲しい。 「と済情勢が厳しい中、昨今の新聞を読んでいても、いまだに多くの会社が労働基準法を遵守していないと思う。もっと厳しく取り締まるべきではないか。 「経済情勢が厳しい中、昨今の新聞を読んでいても、いまだに多くの会社が労働基準法を遵守していないと思う。もっと厳しく取り締まるべきではないか。 「経済情勢が厳しい中、昨今の新聞を読んでいても、いまだに多くの会社が労働基準法を遵守していないと思う。もっと厳しく取り締まるべきではないか。 「会の会社が労働基準法を遵守していないと思う。もっと厳しく取り締まるべきではないか。」 「労働者を解雇するのは、往々にして会社にやむを得ない事情があるか労働者に問題があってのものだ。このため、解雇に当たり、解雇予告期間を設けることや解雇予告手当を支払うのは、会社の経営を不当に圧迫させるので廃止すべきだ。	項番	 	
留と言って来られても対応できない。事前に連絡してからにして欲しい。 (本語 できるがしているとはないが、) できるだけ多くの事業場に対する。	1	督署が会社に賃金の支払を指導することはおかしい。労働	賃金の支払等の労働基準法に定められている義務規定は、労働条件に関する最低基準であることから、これを遵守していただく必要があること、た、監督署では労使の双方から話を伺い、事実を確認した上で、法令に基づき適切な指導を行っていることなる
に多くの会社が労働基準法を遵守していないと思う。もっと 厳しく取り締まるべきではないか。 労働者を解雇するのは、往々にして会社にやむを得ない事情があるか労働者に問題があってのものだ。 このため、解雇に当たり、解雇予告期間を設けることや解雇予告手当を支払うのは、会社の経営を不当に圧迫させるので廃止すべきだ。	2	督と言って来られても対応できない。事前に連絡してからに	事業場の臨検監督については、法 定条件の履行確保のために、事業場 のありのままの姿を確認させていた。 〈必要があることを説明し、御理解を 求めました。
情があるか労働者に問題があってのものだ。 このため、解雇に当たり、解雇予告期間を設けることや解 雇予告手当を支払うのは、会社の経営を不当に圧迫させる ので廃止すべきだ。 は、労働者が突然の解雇から被る 活の困窮を緩和するための措置で ることから同条の但書の解雇予告 外事由に該当する場合以外は、使	3	に多くの会社が労働基準法を遵守していないと思う。もっと	できるだけ多くの事業場に対する監督指導に努めていること、重大・悪質な事案に対しては、司法処分を行うな ど厳正に対応していることについて従
・	4	情があるか労働者に問題があってのものだ。 このため、解雇に当たり、解雇予告期間を設けることや解 雇予告手当を支払うのは、会社の経営を不当に圧迫させる	は、労働者が突然の解雇から被る生活の困窮を緩和するための措置であることから同条の但書の解雇予告除外事由に該当する場合以外は、使用者としてこれを遵守していただ〈必要があることなどを説明し、御理解を求

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

-3-

(主な国民の皆様の声)

	国民の皆様の声)	対応
項番	内。容	
5	私の会社では、愛車手当制度(営業車を大切に乗った際に出る手当)が設けられているが、少し車をこすっただけで支給されなくなるのは納得いかない。 労働基準法上では定めはないのか。	ご相談の愛車手当に限らず、各種 手当の支給条件等については、労使 の判断に委ねているが、これらの手 当で賃金に当たるものについてはそ の支給条件等について、常時10人以 上の労働者を使用する場合は就業規 則に定めるなどにより明記する必要 があることなどについて説明し、御理 解を求めました。
6	地域別最低賃金が改定されたことを知らされた。死活問題である。審議過程を知りたい。 何故賃金水準がマイナスになっている経済情勢で引上げる判断をしたのか知りたい。 中小企業経営者への助成は検討されていないのか。	地域別最低賃金は、公労使三者構成の最低賃金審議会において、労働者の生計費や事業の支払能力等を勘案し審議を行い、答申された内容に従い、労働局長が決定していること、政府としても最低賃金の引上げが円滑に実施されるよう、様々な取組に努めていることなどを説明し、御理解を求めました。
7	最低賃金改定の周知が不十分であり、周知のための予算をもっと組むようにされたい。 今年度は引き上げ額が大きいので、特に周知に力を入れるべきである。	最低賃金の周知については、地方 公共団体や事業者団体等の広報誌 への広報依頼、労働局のホームペー ジなど使って行っていること、今後とも あらゆる機会をとらえて積極的な周知 広報に努めていくことを説明し、御理 解を求めました。
8	最低賃金が上がるから、企業は労働者を雇えず、結果として失業率が高水準のままである。雇用確保と言いながら、最低賃金を引き上げることは理解できない。	最低賃金は、地域における労働者の生計費、賃金及び支払能力等を勘案して地方最低賃金審議会の審議を経て決定されるものであることなどを説明し、御理解を求めました。
9	安全衛生教育を行うに当たり、資料(パンフレットなど)についてホームページなどで入手することはできないのか。	相談者の方から要望のありました労働安全衛生関係のパンフレットなどは厚生労働省のホームページに掲載していること、また、その内容について御説明いたしました。
10	障害補償年金を受給しているが、今年も年金額が引き下げになった。これ以上下がると生活が成り立たない。	労災年金の支給額については、毎 月勤労統計調査の結果に基づ〈賃金 水準の変動に応じた年金スライド率に より、毎年10月支払期に変更決定し ていることを説明し、御理解を求めま した。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を 検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、 その他、に分類。

部局(課室)名 職業安定局

中央職業安定監察官室
中央職業安定監察官
「高崎雅之(内線5653)
「直通:03-3502-6768)

平成22年10月8日~10月14日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
把握方法別件数	146 ^件	45 ^件	18 ^件	0 件	0 件	209 件

	政策・制度立案への提言	27 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	125 _件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	57 _件

(主な国民の皆様の声)

	・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対 応		
項番	内容			
1	求人票には年齢不問、性別不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には制限がある。 改善してほしい。	雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しております。また、男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。		
2	ハローワークの求人を増やしてほしい。	現在、ハロ・ワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。		
3	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。	雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。		
4	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。	厚生年金保険および健康保険は、所定の 要件を満たした場合には法令により加入 が義務づけられている事項です。また、求 職者の関心も高く、重要な労働条件となっ ている旨ご説明し、ご理解いただきまし た。		
5	仕事を紹介してほしいため来所したが、待ち時間が長い。	待ち時間の短縮を図るため、相談窓口数の増設や専門窓口を作るなどの対応をしています。当該ハローワークにおける待ち時間については改善してきているものの、依然として長いとの意見が寄せられておりますので、今後とも待ち時間を短くするため、利用者サービスの向上の取組みを進めていく旨ご説明いたしました。		

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

<u>(土</u> ゅ	(国民の皆様の声)	
項番	内容	対応
6	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。	分類: 概 要 採用・不採用の結果につきましては、早急 に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求 人票に記載された期日を経過しても通知 がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
7	ハローワークの出入口付近に喫煙所を設置するのはやめた方がいい。 い。	庁舎内は全て禁煙となっております。当該 ハローワークでは、庁舎外には喫煙所を 設置しているところですが、利用者が受動 喫煙しないよう、出入口から離れた場所に 速やかに移動しました。
8	このたびハローワークの紹介により就職できました。担当の方に親身に相談に乗っていただきました。仕事に就〈ありがたさを痛感いたしました。ありがとうございました。	今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。
9	八ローワークの駐車場が混んでいる。改善して欲しい。	該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 政策・制度の改善等を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

部局(課室)名	雇用均等·児童家庭局
照 会 先	雇用均等·児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年10月8日~10月14日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
把握方法別件数	0 件	4 ^件	0 件	0 件	0 件	4 ^件

	政策・制度立案への提言	1 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	3 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	0 件

(主な国民の皆様の声)

(1,9	国民の音様の声)	対 応		
項番	内。容	<u>パーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパー</u> 分類: 概 要		
1	均等法には罰則がな〈、強制力がないため女性差別がな〈ならない。女性労働者から差別に関する相談があった場合は、少しでも状況を改善するために、すぐに事業所を呼び出したり、訪問するなどして、必要な指導を行うべきだ。	対等法の趣旨・内容を説明しました。		
2	事業所内保育施設設置・運営等助成金に関する施設基準に 関する支給要件のハードルが高すぎて、利用することができ ない。利用しやすいように要件を緩和すべきだ。	施設基準の趣旨などについて説明し、 貴重なご意見として承りました。		
3	育児・介護休業法のパンフレットで、パパママ育休プラスの例について、法の要件を満たさず対象にならないケースについて、その理由も分かりやす〈記載していただきたい。労働者に分かりやす〈説明できる資料があったほうが、トラブルにならないため。	貴重なご意見として承りました。		
4	労働局関係の様式をできるだけHPからダウンロードできるようにしてほしい(手書きでなくパソコンで入力できるよう)。	貴重なご意見として承りました。		
5	広 - 烟のうた「公叛 - 烟の力 粉字 1 東字や判度を説明 - コ	7、美質な宝施落み、宝施系宗 小美質な操		

[「]対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

部局(課室)名	保険局	
照 会 先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)	

平成22年10月8日~10月14日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
把握方法別件数	1 ^件	1 ^件	0 件	0 件	0 件	2 件

	政策・制度立案への提言	1 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	0 件

(主な国民の皆様の声)

TA	国氏の首体の円	
項番	内 容	対応
一六田	r 3 🗀	分類 概 要
1	医師に対し、後発医薬品の使用促進について啓蒙して頂きたい。	後発医薬品の使用促進については、既に、地方厚生局が行う適時調査、集団指導時等において、保険医療機関等に対し、周知徹底を図っており、今後も引き続き機会を捉えて周知徹底を図っていくことを説明し理解を得ました。
2	通院しているクリニックの隣にある保険薬局に処方せんを持参しているが、公道の境界線までフェンスがあって危険である。一部を取り除くか、可動式のフェンスを設置する等の安全策をとってもらえないかと保険薬局に要望したが、現在の制度では難しい旨回答があった。交通量の多い公道へ出るのは危険なので制度の見直しをお願いしたい。	保険薬局の独立性について説明を行い、 一定のご理解をいただきました。また、ご 意見として内容を上部機関にも報告し、共 有する旨申し上げた。
3		
4		
5		
[広 烟のうと「八粒 烟のも粉字は 東京や制度を説明 3	カ美学を実施文は、実施文字 カ美学を検

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検 討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、 その他、に分類。